

2017年8月18日

北海道知事
高橋 はるみ 様

一般社団法人北海道自然保護協会
会長 在田 一則

石狩湾新港周辺に集中的に計画されている4事業者の大型風力発電事業 についての要望

北海道自然保護協会は去る8月9日に秋元克広札幌市長に対して、添付の要望書「石狩湾新港周辺に集中的に計画されている4事業者の大型風力発電事業による札幌市民への健康影響についての要望」および添付資料を提出いたしました。

この要望書に関連して貴職に下記のことを要望いたします。

福島第一原子力発電所による大災害以降の我が国のエネルギー事情を考慮すると、風力発電などを含む再生可能エネルギーの利用が必要なことは理解できます。しかし、風力発電事業開発において自然破壊や深刻な健康被害の例が国内外で多数知られており、事業開発にあたっては個別にそれらによるデメリットを十分に検討しなければならないことは言うまでもありません。

その点で、私たちは、現在我が国で行われている風力発電事業業が引き起こす自然環境破壊や健康被害などの生活環境破壊に非常に大きな危惧を持っております。

ご承知のように、石狩湾新港周辺において、現在4事業者により単基定格出力が3,200kW～4,000kWの大型風力発電施設46基の建設が着工あるいは着工予定になっております。石狩市・小樽市・札幌市の人口200万人を超える大都市圏近くでこれほど大規模な風力発電施設が建設される例は国内ではほとんどありません。

そのため、北海道により「すぐれた自然地域：石狩海岸」と認定されている石狩海岸の砂浜・砂丘における自然生態系に与える重大な悪影響とともに、本道人口の約40%を占める人口密集地の住民の生活環境や健康への影響がおおいに危惧されます。

札幌市長に上記の要望書を提出したのは、これらの大規模風力発電施設により、石狩市全域や小樽市銭函地区の他に札幌市の手稲区や北区屯田地域などにおいても住民への健康被害の恐れがあることが、札幌市長宛要望書に添えた資料4が示すように、最近の松井利仁教授（北海道大学大学院工学研究院環境創生工学部門）の研究により明らかになったからです。

札幌市長には、下記の3点の要望（概要）をいたしました。

1. 石狩湾新港周辺で4事業者が建設あるいは計画している大型風力発電施設による札幌市民への健康影響について、とくに低周波音・超低周波音による影響について、札幌市として独自に直ちに調査すること。
2. 調査の結果、健康被害が推測される場合は、被害者が出た場合の対応について、施設の運用停止を含めて事業者と協議すること。
3. 上記1の調査に際しては、関連する石狩市および小樽市のほか、それらの市民や札幌市民を含めた道民の生活環境と健康を守る立場にある北海道とも緊密な連絡を取り、連携して行うこと。

石狩湾新港周辺での大規模風力発電事業により発生が推測されている健康被害は石狩市・小樽市・札幌市の複数の行政区域にまたがっており、貴職にはこの地域の道民の安全・安心と健康を守る責任があります。

そこで、貴職に札幌市長への要望書に関わって、以下のことを要望いたします。

1. 上記2の「被害者が出た場合の対応について、施設の運用停止を含めて事業者と協議する」にあたっては、北海道も札幌市・石狩市・小樽市に協力してくださるよう要望いたします。
2. 上記3にあるように、健康影響の調査にあたっては、道民の安全・安心と健康を守る立場にある貴職には予防原則の視点から札幌市・石狩市・小樽市と連携・協力してくださるよう要望いたします。
3. 現行の環境影響評価制度には、今回の例のように、単基定格出力が準備書段階の2,000kWから環境影響評価書では3,400kWと1.7倍も大幅に引き上げられています。経済産業省や環境省は総出力の変更が少ないことから再評価を求めることなしに、事業を認めるなど多々問題があります。他にも、環境影響評価が個々の事業ごとに行われ、4事業総計46基による累積的・複合的影響については、まったく評価がなされていないという極めて大きな問題もあります。このような4事業46基による累積的・複合的環境影響評価については、道民の健康を守る立場にある貴職から事業者に対してそれを行うよう勧告してくださることを要望いたします。

貴職にあつては上記の要望について真摯にご検討いただき、北海道としての対応についてご回答をいただけますようお願い申し上げます。ご回答は、一ヶ月後の9月15日までに北海道自然保護協会にお送りくださるようお願いいたします。

〒060-0003 札幌市中央区北3条西11丁目 加森ビル5（6階）

一般社団法人北海道自然保護協会